

(案)

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官関東森林管理局長 松村孝典（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、令和 7 年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第 1 条 発注者は、次の委託事業（以下「委託事業」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

（1）委託事業名

令和 7 年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業

（2）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第 1 号）のとおりに従うものとする。

（3）履行期限

令和 8 年 3 月 1 3 日

（委託事業の遂行）

第 2 条 受注者は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第 3 条 発注者は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を超えない範囲内で受注者に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出されたもの並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 受注者は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 1 項第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限及び承認手続き）

第5条 受注者は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 受注者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した再委託承認申請書（別紙様式第2号）を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 5 受注者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに発注者に届け出なければならない。
- 6 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 7 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 9 受注者は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

（監督）

第6条 発注者は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、発注者の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 受注者は、発注者（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表や現地作業完了通知書等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第7条 受注者は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第3号）正副2部を発注者に提出するものとする。

（検査）

第8条 発注者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託事業実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

- 2 発注者が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、発注者は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、発注者が受注者から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、受注者に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第10条 発注者は、前条の規定により委託費の額が確定した後、受注者からの適法な精算払請求書（別紙様式第4号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、受注者が委託事業実績報告書（別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第4号）正副2部を発注者に提出するものとし、発注者は、受注者からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

（過払金の返還）

第11条 受注者は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、発注者の指示に従って返還するものとする。

（契約の変更等）

第12条 委託事業の実行に当たり、仕様書等（図面、仕様書、質問回答書をいう。以下同じ。）に誤謬等があることを発見した場合又は仕様書等に示された実行条件と実際の事業現場が一致しない場合あるいは仕様書等に記載されていない実行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は、その取扱いについて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の規定に基づき仕様書等を変更した場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期限又は委託費を変更するものとする。

3 前項の規定のほか、天候不良、関連事業の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により履行期間内に委託事業を完了することができない事態が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、履行期限を変更することができる。

4 委託費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（委託事業の中止等）

第13条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第5号）正副2部を発注者に提出し、発注者と受注者とが協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

第14条 受注者は、前2条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第6号）正副2部を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書の支出の部の区分欄に掲げる各経費のそれぞれ30%以内の増減の場合については、この限りでない。

2 発注者は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（履行遅滞に係る損害金等）

第15条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に委託事業を完了することができない場合は、発注者は、損害金の支払を、受注者に書面により請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により第10条第1項の規定に基づく委託費の支払が遅れた場合においては、受注者は、当該委託費に対し、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

（契約の解除等）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部

又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行なったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条によ

り契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 受注者は、第20条の各号及び第21条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第23条 受注者は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第18条、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することはない。

- 2 受注者は、発注者が第18条、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(特許権等)

第26条 発注者は、委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)を受注者から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)
- (7) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利

(特許権等の継承)

第27条 前条の規定にかかわらず、前条各号に掲げる特許権等については、発注者は、その特許権等を受注者から承継しないことができるものとする。ただし、受注者が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと発注者が認める場合には、受注者は、当該特許権等は無償で発注者に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、受注者は、遅滞なく、発注者にその旨を報告すること。
- (2) 発注者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、受注者は、無償で当該特許権等を利用する権利を発注者に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、発注者が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、受注者は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 当該特許権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として次の一から三に定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること。
 - 一 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾(以下この号において「移転等」という。)をする場合

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第12条第1項若しくは第13条第1項の認定を受けた者に移転等をする場合

三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

2 前項の規定により、発注者が特許権等を受注者から承継しないこととする場合は、受注者は、あらかじめ確認書（別紙様式第7号）を発注者に提出するものとする。

（著作権等の利用）

第28条 受注者は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、発注者による当該著作物の利用に必要な範囲において、発注者が利用する権利及び発注者が第三者に利用を許諾する権利を、発注者に許諾したものとする。

2 受注者は、発注者及び発注者が許諾した第三者による利用について、著作権者人格権を行使しないものとする。また、受注者は、当該著作物の著作権が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 受注者は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

（特許権等の報告）

第29条 受注者は、委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には特許権等出願通知書（別紙様式第8号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には特許権等通知書（別紙様式第9号）又は著作物通知書（別紙様式第10号）により、それぞれ遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（特許権等の譲渡）

第30条 受注者は、委託事業の成果に係る特許権等を発注者以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、特許権等譲渡事前通知書（別紙様式第11号）により、その旨を発注者に報告するとともに、前3条、次条及び第32条に規定する発注者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（特許権等の実施許諾）

第31条 受注者は、委託事業の成果に係る特許権等について、発注者以外の第三者に許諾する場合には、第28条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 受注者は、委託事業の成果に係る特許権等について、自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、特許権等実施許諾通知書（別紙様式第12号）により、実施許諾の状況を遅滞なく報告しなければならない。

(特許権等の放棄)

第32条 受注者は、委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、特許権等放棄事前通知書（別紙様式第13号）により、その旨を発注者に報告しなければならない。

(物品管理)

第33条 受注者は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別記様式1）により報告し、発注者の指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別記様式2）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別記様式3）に登録しなければならない。この場合において、受託者は、管理簿（写し）を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 3 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を発注者が指定したときは、受託者は、発注者の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、受託者において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別記様式4）により申し出て発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、発注者から前項の指示を受けた場合においては、その指示に従わなければならない。
- 5 受注者の取得物品の引渡しに要する費用は受注者の負担とする。
- 6 受注者は、当該物品を返還するに当たり、発注者が当該物品の使用・保管場所を決定するまでの間、無償で保管するものとする。
- 7 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして発注者が指定し受託者が売却処分等により収益を得た場合は、受託者は収益納付報告書（別記様式5）により発注者に報告し、発注者からの収益納付指示書（別記様式6）による指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

(委託事業の調査)

第34条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第35条 受注者は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、受注者単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 受注者は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、

これを行うものとする。

- 3 受注者は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、受注者の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 受注者は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 受注者は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと発注者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、発注者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

- 第36条 受注者は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと発注者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、発注者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（秘密の保持等）

- 第37条 受注者は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

- 第38条 受注者及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 受注者及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第39条 受注者は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第40条 受注者は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第41条 受注者は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第42条 受注者は、発注者の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、前4条に規定する発注者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第43条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

受注者 ○○○

(別紙様式第1号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業計画書

1 事業内容

ア 事業実施方針

イ 事業内容

別添「令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業仕様書」のとおり

ウ 事業実施期間

契約締結年月日から令和8年3月13日まで

エ 担当者

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国 庫 委 託 費	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接人件費	円	直接人件費 円 消費税及び地方消費税相当額 円
直接経費		
間接経費		
再委託費		
計		

- (注) 1 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」を参照すること。
2 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。

3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品 名	規 格	員 数	購 入 予 定		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
			円	円		

(注) 1 記載する品目は、原形のまま比較的長期の反覆使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品とする。

2 物品購入計画がある場合には、別途「物品購入理由書」を添付する。

4 物品リース計画（物品のリース契約がある場合）

品 目	規 格	数 量	耐用年数	本年度リース 予定額（円）	使用目的	予定するリース契約の内容					備 考
						使用部署	リース契約の種類	契約期間	リース期間の算定根拠（理由）	リース契約の総額	

(注) 物品のリース契約をする場合に記入。

なお、リース契約期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上とすること。

(別紙様式第2号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業再委託
承認申請書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 氏 所 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
 - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業工程等把握実証事業実績報告書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿
官署支出官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
登録番号 T 1 2 3 4 5 6 . . .
住 所
氏 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業工程等把握実証事業について、下記のとおり実施したので、委託契約書第7条の規定によりその実績を報告します。
(なお、併せて委託費金 円の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
 - ア 調査項目及び調査対象
 - イ 事業実施期間
 - ウ 担当者
 - エ 事業の成果（又はその概略）
 - オ 事業成果報告書の配布実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費	円	円	円	円	うち消費税及び 地方消費税の額 円 適用税率 %
計					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接人件費	円	円	円	円	直接人件費 円 消費税及び地方消費税相当額 円
直接経費					
間接経費					
再委託費					
計					(自己負担額 円)

- (注) 1 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」を参照すること。
2 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	員 数	購 入 実 績		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
			円	円		

- (注) 1 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品目は、物品購入計画の場合と同様とする。
2 物品購入実績がある場合には詳細を、別表（4）により整理し、添付すること。

4 物品リース実績（物品をリースした場合）

品 目	規 格	数 量	耐 用 年 数	本年度 リース 年額（ 円）	リース 契約日	使用 目的	リース契約の内容					備 考
							使用部 署	リース 契約の 種類	契約 期間	リース期 間の算定 根拠（理 由）	リース 契約の 総額	

（作成要領）

1 リースした単位ごとに、リース料の年額を計上する。

2 事業の最終年度にあつては、リース契約書の写しを提出すること。

（注）契約時の物品リース計画に掲げるもののほか、物品リース計画以外にリースした物品があつた場合は、リースすることとなった理由を備考欄に記載すること。

別表（１）
令和７年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業人件費明細書

氏名及び職名	委託事業 従事時間 (A)	1 時間当たり単価 (B)	人件費 (A) × (B)
	日	円	円
合 計			

(注) 1 (A)欄は、別表（２）から記入すること。
2 (B)欄は、別表（３）から記入すること。

別表 (2)

勤務時間数報告書 (年度)

[illegible]

別表（3）

受託団体職員 1 時間当たり単価積算表（ 年度）

（単位：円）

氏名及び職名	給 与	賞 与	社会保険料 事業主負担	退職手当 引 当 金	合 計 (A)	1 時間当 り 単 価 (A)/時間	備 考
							所定労働日数： 〇〇日×〇時間 雇用契約書に基づく時 間給

（注） 1 給与には、各手当等を含むものとする。

2 委託事業に係る年度（4月～3月）または前年（1月～12月）における支給等実績を記入する。

3 1日当たり単価の算出における日数は年間従事可能日数（年間日数－勤務を要しない日）とする。

4 雇用契約等により年間従事可能日数が異なる者はその理由及び算出方法を備考欄に記入する。

別表（４）

物品購入実績明細書

NO	物品の名称	規格	数量	単位	購入金額		購入年月日	保管場所	注１） 管理者名 （使用者名）	注２） 使用 価値	注３） 修理 費用	注４） 移動の可否	注５）、注６） 備考
					単価	合計額							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

注１）管理者名欄については、報告時に物品を管理している者の氏名を記載すること。なお管理者と使用者が異なる場合には、使用者名を（ ）書きで記載すること。

注２）使用価値欄は、以下の区分によりＡ、Ｂ、Ｃで記載して下さい。

- Ａ－現状のまま、若しくは修理により２年以上使用可能と推定されるもの
- Ｂ－現状のままで、多少利用価値があると推定されるもの
- Ｃ－多額の修理費を要する等スクラップ等の処分が適当と思われるもの

注３）修理費用欄は、以下の区分によりＡ、Ｂ、Ｃで記載して下さい。

- Ａ－修理費が取得価格の２０％未満と推定されるもの
- Ｂ－修理費が取得価格の２０％～５０％未満と推定されるもの
- Ｃ－修理費が取得価格の５０％以上のもの

注４）移動の可否欄は、コンクリート等で固定されているもの等については「否」と記入し、理由も併せて記載して下さい。

注５）故障等しているものについては、備考欄にその状況をくわしく記載すること。

注６）再委託契約で、その受託先が購入している物品については、備考欄に、当該法人名を記載してください。

(別紙様式第4号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業委託費概算払請求書（精算払）

号 日
年 月

官署支出官
關東森林管理局長 殿

(受託者)
住氏 所名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業工程等
把握実証事業について、下記により、委託費金 円也を概算払により支払されたく請求
します。
(精算払)

記

年 月 日現在

区分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残 高		事業完了予定年月日	備考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業委託事業
中止(廃止)申請書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の委託事業の実施状況
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について

経費支出状況

経費の区分	月 日 現在支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃止)に伴う不用額	備 考
	円	円	円	円	円

- 3 中止(廃止)後の措置
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について

経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎			
		名 称	数 量	単 価	金 額
	円			円	円

(別紙様式第6号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業計画変更
承認申請書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 氏 所 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等
把握実証事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定に
より承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計
画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(別紙様式第7号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業工程等把握実証事業に係る
確認書

番 年 月 号 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

△△△△（以下「乙」という。）は関東森林管理局長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、甲から委託を受けて令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業工程等把握実証事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合は3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上

(別紙様式第8号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
特許権等出願通知書

番 年 月 号 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり
特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知し
ます。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

(別紙様式第9号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
特許権等通知書

番 年 月 号 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権等の登録
等の状況について委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

(別紙様式第10号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
著作物通知書

番 年 月 号 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名

△△△△

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物について
委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作物の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

(別紙様式第11号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
特許権等譲渡事前通知書

番 年 月 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第30条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を譲渡する相手方
- 3 特許権等を譲渡する比率
- 4 特許権等を譲渡する理由
- 5 特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入

(添付書類)
譲渡契約書 (案) (写)

(別紙様式第12号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
特許権等実施許諾通知書

番 年 月 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定
ですので、委託契約書第31条第2項の規定に基づき、下記の事項について通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特許権等を実施許諾する理由
- 5 特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 9 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
（添付書類）
 1. 実施契約書（案）（写）
 2. 実施料算定内訳書（写）
 3. 実施に係る事業計画書（写）

(別紙様式第13号)

令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握実証事業に係る
特許権等放棄事前通知書

番 年 月 号 日

関東森林管理局長 殿

受託者住所
会社名及び
代表者氏名 △△△△

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第
32条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を放棄する理由
- 3 特許権等の放棄予定年月日
- 4 特許権等登録年月日
- 5 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 6 特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

(別記様式1)

使 用 不 能 報 告 書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握
実証事業により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨を報告します。

記

1 委託事業により取得した物品

品 目	規 格	数量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単価	金 額	

2 使用できなくなった理由

(別記様式 2)

【物品標示例】

物品標示票	
委託事業名	関東森林管理局〇〇〇委託事業
品 名	
物 品 番 号	
取得年月日	年 月 日
備 考	

(別記様式 3)

【物品管理簿例】

品 名	規格	員数	購入金額		使用 目的	取 得 年月日	耐 用 年 数	保管 場所	事業終 了後の 措置状 況	備考
			単価	金額						

(注) 取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日を、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等（国へ引渡し、継続使用、廃棄等）を記載すること。

備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別記様式4)

継 続 使 用 申 出 書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

年 月 日付け契約の令和7年度 帰還困難区域内国有林における造林事業功程等把握
実証事業により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1 継続使用を要する物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単価	金 額	

2 同種の事業の目的・事業内容

(1) 目的

(2) 事業内容

3 継続使用を要する理由

(注) 継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別記様式5)

収 益 納 付 報 告 書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

年 月 日付け○第○○号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、
収益を得たことを報告します。
なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単価	金 額	

2 売払処分等年月日
年 月 日

3 売払処分等の金額
円

4 売払処分等の種別
売払い又は賃貸借

(別記様式6)

収 益 納 付 指 示 書

番 号
年 月 日

(受託者)

住 所
氏 名

殿

支出負担行為担当官
関東森林管理局長

年 月 日付け○第○○号をもって報告のあった収益納付について、収益金相当額金○
○○○円の納付を指示します。

なお、納付金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入してください。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$\text{人件費} = \text{時間単価}^{※1} \times \text{直接作業時間数}^{※2}$
--

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委

託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- (2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下、「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることは出来ない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

４．一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

５．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所 属 ○○○部 ××課					役 職 ○○○○					氏 名 ○○ ○○					時 間 外 手 当 支 給 対 象 者 か 否 か										業 務 時 間 及 び 業 務 内 容
時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24								
1				A				B													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ						
2				A				A			C									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ							
3				D				B		A										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備							
4				A																	A(9.5h)○○調査現地調査						
5				A				D													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業						
.																											
.																											
.																											
.																											
30																											
31																											
勤務時間管理者 所 属 : ○○部長 氏 名 : ○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業								合 計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・委託事業の内容から、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成２２年９月２７日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成２２年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成２３年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。